

第 47 号議案

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件  
神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例

神戸市消防賞慰金支給条例（昭和42年 7 月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(賞慰金)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 賞慰金の種類及び支給額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 殉職者賞慰金</p> <p>殉職者賞慰金の額は、3,000万円以下とし、功績の程度及び扶養親族（<u>その職員等に係る神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年 3 月条例第 8 号）第 7 条第 2 項に規定する扶養親族及び他の生計の途がなく主とし</u></p>	<p>(賞慰金)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 賞慰金の種類及び支給額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 殉職者賞慰金</p> <p>殉職者賞慰金の額は、3,000万円以下とし、功績の程度及び扶養親族（<u>消防職員については神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年 3 月条例第 8 号）第 7 条第 2 項に規定する扶養親族及び他の生計の途がなく主と</u></p>

てその職員等の扶養を受けている配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）の状況に応じ別表第1に定める額とする。

(2) [略]

してその職員の扶養を受けている配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、消防団員については非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第2条第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）の状況に応じ別表第1に定める額とする。

(2) [略]

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市消防賞慰金支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定の適用の日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の神戸市消防賞慰金支給条例の規定に基づいて支払われた消防団員に係る殉職者賞慰金は、新条例の規定に基づく殉職者賞慰金の内払とみなす。

#### 理 由

殉職者賞慰金の加算対象たる扶養親族の定義の整理に当たり、条例を改正する必要があるため。